

名古屋市告示第219号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 8年 5月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 歯科

医療機関名	所在地	辞退年月日
そとはた歯科クリニック	名古屋市瑞穂区駒場町 2丁目 8番地	令和 8年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課